

仕様表（作成例）

▶本仕様表の根拠と目的

令和7年4月1日施行される改正建築基準法施行規則（以下「規則」といいます。）第1条の3、表2に規定されている「特定木造建築物※」に該当する場合は、建築基準法施行令（以下「令」といいます。）第三章第二節及び第三節の規定に関して、改正規則によって申請図書として新たに定められた「仕様表」に必要事項を記載した場合は、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び2面以上の断面図を当該仕様表（表2中の該当条項部分に限る。）に代えることができます。また、規則第1条の3第6項の規定に基づき、申請図書に明示すべき事項を「仕様表」に明示した場合は、その申請図書への明示を省略ことができ、他の申請図書に明示すべき事項のすべてを「仕様表」に記載した場合は、その申請図書の添付も要しないこととなります。長野県では、国が示している「確認申請・審査マニュアル」を基に、独自の様式として仕様表（作成例）を定めることとしました。従って、本仕様表（作成例）に記載している「建築基準関係規定（令第9条に規定されている関係法令等を含む。）」については、「設計の仕様」の欄に必要事項を記載し、各規定の適合確認を行うことができる場合は、規則第1条の3、表2に基づく申請図書に明示すべき事項に代えることができ、また、添付すべき申請図書に明示すべき事項をすべて本仕様表に記載した場合は、当該申請図書の添付を省略することができます。なお、本仕様表に記載することをもって、すべての建築基準関係規定に関して申請図書の添付を要しないということではなく、各規定の内容や規則に定められた明示すべき事項の内容によっては別途申請図書の添付が必要となります。本仕様表は、建築確認申請における申請図書となることに加えて、確認審査をより効率的に行うとともに、確認申請を行うに当たっての建築基準関係規定のチェックリストとしても活用できるものです。

※特定木造建築物：細則第1条の3第1項第1号イ(2)に規定されています。具体的には、木造建築物のうち仕様規定の範囲内（構造計算を行わず。）で構造安全性を確認する建築物が対象となります。

▶本仕様表の対象としている建築物

本仕様表は、木造軸組構法による2階建て一戸建て住宅や改正前の建築基準法（以下「法」といいます。）第6条第1項第4号建築物等の木造小規模建築物を対象として適用される建築基準関係規定を対象に作成しているものです。本仕様表は、これらの対象としているすべての建築物に適用される「単体規定」に関する規定と、都市計画区域及び準都市計画区域内において適用される「集団規定」に関する規定（長野県内においては都市計画区域内のみに指定されている法第22条区域の規定を含む。）について区分して作成しています。なお、対象とはならない規定についても記載していますので、実際に確認申請を行う建築物に適用される建築基準関係規定について、規則第1条の3に規定されている添付図書と図書に明示すべき事項をもとに削除又は追加して作成してください。また、特殊建築物等の申請について使用する場合は、適用される規定に関しては、適宜追加して作成してください。また、本仕様表（作成例）は、「作成例」として示していますので、建築基準関係規定の審査が可能な内容を記載するなど、確認審査に対応できる内容であれば独自に作成することが可能です。

▶作成に当たっての留意点

- 本仕様表は規則第1条の3表2等に規定されている図書において明示すべき事項を、文章によって明示できる事項を「設計の仕様」の欄に記載するものです。従って、確認審査において建築主事等が建築基準関係規定への適合状況を確認できるものでなければならないものであり、明示すべき事項が「位置」や「形状」といった図化によってのみ確認できる事項は、本仕様表によらず、申請図書への記載が必要です。
- 仕様表は、建築士法第20条に基づく「設計図書」であり、確認申請に添付する申請図書となります。従って、業務に必要な建築士としての表示行為が必要であり、確認申請に添付する図書は正本としての記名が必要となります。
- 増改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替及び用途変更の確認申請を行う場合は、既存部分を含めて本仕様表への記載が必要です。既存部分が「既存不適格」に該当する場合は、別途「既存不適格調書」を添付し、緩和規定を適用する場合は、緩和を受けるための関係規定への適合状況を示す図書を作成する必要があります。
- 集団規定に関する事項は、都市計画区域及び準都市計画区域外では作成する必要はありません。都市計画区域内では単体規定及び集団規定のいずれもの仕様表を作成する必要があります。
- 申請しようとする建築物が敷地内に別棟で複数ある場合は、「単体規定」に関する仕様表は棟ごとに作成し、「集団規定」は敷地単位で作成してください。

▶記載方法等

申請建築物が審査対象となる建築基準関係規定について「適用有無」欄のチェックボックス(□)に☑をつけてください。

上記で適用となる規定について、「規定の概要・ただし書き」を参考に、また、必要に応じて関係条文等を参照したうえで実際に設計を行った内容について、「設計の仕様」欄に記載している選択できる仕様についてチェックボックス(□)に☑を付け、また、具体的に記載する必要がある項目は設計した仕様を記載してください。記載に当たっては、「備考」欄及び規則の規定内容を確認して、別途添付すべき図書や明示すべき事項を作成又は明示してください。「設計の仕様」欄において、選択項目のない「必須事項」と記載されている事項は、該当する規定において、記載の規定に適合しなければならないことを示しています。(☑がなければならない事項です。)

▶「適用」欄の凡例

- ：本仕様表が対象とする建築物において、一般的に適用がある規定 △：本仕様表が一般的に適用される規定ではありませんが、現時点では長野県内において適用する地域指定がない規定等
- ▲：本仕様表において対象としている建築物からは用途、規模から一般的に適用されない規定 ー：具体的な基準や制限等が示されていない規定

仕様表（記入例）

建築主名	長野 一郎	設計者名(本仕様表の作成者：複数の場合はすべて記載)	建築太郎
建築場所	長野市●●町●●●●番地	建築物の用途・規模(階数及び延べ面積)・構造	一戸建て住宅 木造(軸組構法)2階建て 延べ面積 135.5㎡

規則第1条の3第1項関係(1表・2表及び4表) 建築設備に関しては第4項(1表・2表)及び第5項(1表)

▶共通事項
○該当条項において、ただし書等の許可、承認等を受けている場合は、許可書、承認書等の写しを添付するとともに、許可条件がある場合で、図書に明示すべき事項がある場合は、関係図書に明示します。
○該当条項において、国土交通大臣の認定を受けている場合は、材料、構法等の名称と認定番号を関係図書に記載するとともに、認定書の写しを添付します。なお、建築主事等がデータベースにおいて認定内容を確認できる場合は認定書の写しを添付していません。

I-1 単体規定に関する建築基準法の条項

建築基準法		施行令		適用区分	項目(条文見出し等)	規定の概要	ただし書き(適用除外規定)	適用有無	設計の仕様	備考
章・節・条	項・号	章・節・条	項・号							
第2章 第19条	第1項			○	敷地の衛生及び安全	敷地は接する道の境より高くし、地盤面は接する周囲の土地より高くする。	敷地内の排水に支障がない場合又は防湿の必要がない場合	☑	[以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 道路境界・周辺土地より高い <input checked="" type="checkbox"/> いずれかが低い[措置等(支障のないこと)の内容を以下に記載] 雨水排水を地下浸透ますを設けて処理する。	敷地と道路、周辺の高低差は配置図に明示 ※第19条関係は規則第1条の3の表2の適用条文はありません。(表1の各図書に一般に記載すべき事項として提示しています。)
	第2項			○		湿潤、出水のおそれの多い又はごみ等で埋め立てられた土地は、盛土、地盤改良等の措置を講ずる。		☑	[以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 湿潤、出水のおそれ、ごみの埋立地ではない <input checked="" type="checkbox"/> 湿潤、出水のおそれがある、又はごみの埋立地である[措置等の内容を以下に記載] ごみの埋め立て地であったことから、埋め立てごみを良質土に置き換える。	
	第3項			○		敷地には、雨水、汚水を排出し、処理するための下水管、下水溝又はためます等の施設をする。		☑	[以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 下水道等へ接続又はためますを設置する <input type="checkbox"/> 下水管等へ接続せず、ためますも設置しない[設置しない理由又は措置等の内容を以下に記載]	接続位置、ためますの位置は配置図に明示する必要がある。
	第4項			○		かけ崩れ等による被害の恐れがある場合は、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。		☑	[以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> かけ崩れの恐れはない <input checked="" type="checkbox"/> かけ崩れの恐れがある[措置等の内容を以下に記載] 傾斜地に盛り土によって地盤を形成するため、隣地との境界に最高高さ2.5mの鉄筋コンクリート現場施工の擁壁を設置する。(関係図面は別途添付)	擁壁設置の場合で確認申請を要する場合(高さ2mを超えるもの)は、別途確認申請を、確認申請を要しない場合は、構造図などの関係図書を添付
第3章 第2節 第37条				○	構造部材の耐久	構造耐力上主要な部分で腐食、腐朽、摩耗の恐れのあるものは必要な措置をした材料を使用する。		☑	[以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 腐食、腐朽、摩耗の恐れのある材料を構造耐力上主要な部分に使用しない <input type="checkbox"/> 腐食、腐朽、摩耗防止のための措置をした材料を使用する[使用する部分と材料及び措置の方法を以下に記載]	
			第1項	○	基礎	基礎は、建築物に作用する荷重及び外力、地盤沈下等に対して構造耐力上安全なものとする。		☑	※基礎の安全性に関する基本事項(第2項以下の規定に適合することにより安全性を確認する。)	

第2項	○		異種構造基礎は併用してはならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 異種構造基礎を併用していない(必須事項)	
第3項			<p>平成12年建設省告示第1347号に適合すること。(以下の基準に適合すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持地盤の種類、位置及び許容応力度 ・許容応力度に応じた基礎種類の選定 ・基礎底部の位置 ・凍結深度と地盤面からの深さ ・基礎の底部に作用する荷重の数値と算出方法 ・木くいと常水面の位置 ・基礎の種類ごとの鉄筋の配筋 <p>・高さ13mを超える又は延べ面積3,000㎡を超える建築物の場合 最下階に作用する荷重が100KN/㎡超の場合、基礎の底部(基礎杭使用の場合は杭の先端)を良好な地盤に達すること</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 平成12年建設省告示第1347号に適合する[以下の①～⑧について、具体的に記載](必須事項) <ul style="list-style-type: none"> ①地盤改良の有無[以下のいずれか選択と記載] <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <p>[ありの場合は工法等を以下に記載]</p> <p>ごみ埋め立て土の置換えに併せてセメント固化材を用いて、深さ2m程度を表層改良工法により地盤改良を行う。(工法選択は別途添付の地盤調査結果による。)</p> ②地盤の長期許容応力度の設定根拠[以下のいずれか選択と記載] <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査による <input type="checkbox"/> 施行令第93条に基づく地盤の種類に応じた数値 <p>[地盤調査の場合は、平成13年国土交通省告示第1113号に規定する調査方法を、令第93条による場合は、その地盤種別を確認した根拠を以下に記載]</p> <p>告示第1113号第1の静的貫入試験(スウェーデン式サウンディング試験)による。(試験結果報告書を別途添付)</p> ③設計に用いた地盤の長期許容応力度[以下に記載] <p>25KN/㎡</p> ④上記の許容応力度に基づく基礎の種類の選定[以下のいずれかを選択] <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> くい基礎(20KN/㎡未満) <input checked="" type="checkbox"/> べた基礎(20KN/㎡～30KN/㎡) <input type="checkbox"/> 布基礎(30KN/㎡以上) ⑤基礎の底部の位置(地盤面からの深さ) <ul style="list-style-type: none"> 基礎くいの場合は先端の位置(地盤面からの深さ) <p>40cm</p> <p>凍結深度(地盤面からの深さ)</p> <p>60cm</p> <p>申請地の市町村の水道部局における給水管敷設の基準(凍結深度)を採用</p> <p>[凍結深度より浅く⑤の基礎の底盤の位置を設定した場合はその根拠を以下に記載]</p> <p>基礎の底部が密実な土質で良好な地盤であり、雨水等の影響を受ける恐れがないことを確認した。また、隣接する土地における基礎の底部の位置が40cmであることを確認し、現状において基礎底部の凍結による影響がないことも確認した。</p> ⑥木くいを使用する場合は、くいの仕様と常水面の位置を以下に記載 <ul style="list-style-type: none"> 木くいは使用しない。 ⑦基礎の立ち上がり部分の高さと厚さ、及び底盤の厚さ(最小高さ、厚さを記載:()内は基準を示す。) ・立ち上がり高さ(地上部30cm以上) <ul style="list-style-type: none"> 40cm ・立ち上がり部分厚さ(12cm以上) <ul style="list-style-type: none"> 12cm ・根入れ深さ(布基礎24cm、べた基礎12cm以上、かつ凍結深度以深) <ul style="list-style-type: none"> 30cm ・底盤の厚さ(布基礎15cm、べた基礎12cm以上) <ul style="list-style-type: none"> 12cm ・底盤の幅[布基礎のみ](地耐力及び階数により決定) <ul style="list-style-type: none"> - ⑧鉄筋の仕様[基礎の種類ごとに配筋を記載] <ul style="list-style-type: none"> 布基礎の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がり主筋(12mm以上異形鉄筋上端、下端1本以上、補強筋と緊結) ・立ち上がり補強筋(9mm以上鉄筋300mm以下@) ・底盤補強筋(幅24cm超えは9mm以上鉄筋300mm以下@両端部9mm以上の鉄筋と緊結) ・換気口等補強筋(周辺に9mm以上の鉄筋で補強) べた基礎の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がり主筋(12mm以上異形鉄筋上端、下端1本以上、補強筋と緊結) D13を上端及び下端に1本配筋し、補強筋と緊結(フックによる)する。なお、根入れ及び高さの異なる基礎についても同様の配筋とする。 ・立ち上がり補強筋(9mm以上鉄筋300mm以下@) D10を300mm@で配筋し、上下主筋とフックにより緊結する。なお、根入れ及び高さの異なる基礎についても同様の配筋とする。 ・底盤補強筋(9mm以上鉄筋を縦横300mm以下@) D10による縦横300mm@の配筋を最低配筋とし、底盤面積に応じて別途示す配筋図等によって配筋を行う。(別途配筋を示す伏図及び配筋リストを添付) ・換気口等補強筋(周辺に9mm以上の鉄筋で補強) 換気口及び人入口周りはD10による補強を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良を行う場合は、②の地盤調査結果に基づく工法選択の根拠を添付するとともに、地盤改良工事の仕様を示した資料を添付する。 ・地盤調査結果の報告書を添付する。(地盤の長期許容応力度、N値、支持地盤の位置等、基礎の設計に必要な事項が記載されているもの) ・凍結深度については、特定行政庁が指定している場合は、その深度を基本とし、それ以外の深度を設定する場合は、その根拠を示す。なお、告示第1347号に規定されている「基礎の底部が密実で良好な地盤に達して雨水等の影響を受けるおそれがない」ことにより深度を設定する場合は、その根拠となる地盤調査結果を添付する必要がある。 ・基礎に用いる鉄筋は、法第37条の規定に適合(JISに適合するもの)することが必要 ・基礎の配筋仕様は、配筋の異なるごとに記載(複数の配筋仕様となる場合は、基礎伏図と構造詳細図を併用することが望ましい。これらの図書を添付した場合は、本仕様書の鉄筋に関する仕様の記載を要しない。)
第4項	○		適用除外規定	平成12年建設省告示第1347号に基づく構造計算による場合は、2項と3項は適用しない。 [参考:関連告示] 平成14年国土交通省告示第474号及び平成14年国土交通省告示第667号	<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 2項、3項の適用除外を受けない <input type="checkbox"/> 適用除外を受ける(構造計算が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用除外を受ける場合は構造計算書及び計算根拠となる図書を添付(規則表3の図書) ・適用除外を受ける場合は、上記3項①～⑧の該当する事項のみ記載

	第5項	○		杭打ち時は、打撃力等の外力に対して構造耐力上安全なものであること。		<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択] <input checked="" type="checkbox"/> 杭打ちは行わない <input type="checkbox"/> 杭打ちを行う(杭打ち時、打撃力等に対して構造体耐力上安全である(必須事項))	
	第6項	○		木杭は常水面下にあるようにする。	平家の木造建築物に使用する 場合	<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択] <input type="checkbox"/> 平屋の建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 木ぐいは使用しない <input type="checkbox"/> 木ぐいを使用する(常水面下に施工する:必須事項)	
第39条	第1項	○	屋根ふき材等	屋根葺き材等は風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないこと。		[使用する材料及び工法を以下の①～③の部位について具体的に記載] <input checked="" type="checkbox"/> ①屋根葺き材の固定[以下のいずれか選択及び記載] <input type="checkbox"/> 瓦以外の材料で葺く[材料の仕様を以下に記載]	・長野県内はすべて基準風速30m/Sである。 ・構造方法を構造詳細図等の図書に記載した場合は左欄の記載は不要
	第2項	○		屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和46年建設省告示第109号に適合すること。		<input checked="" type="checkbox"/> 瓦で施工[以下の部位ごとに緊結方法を記載] ・平部の緊結方法 パッキン付きステンレスネジ1本で留めつける。(申請地は基準風速30m/Sの地域である。) ・むね部の緊結方法 パッキン付きステンレスネジ1本で留めつける。 ・軒・けらばの緊結方法 パッキン付きステンレスネジ3本で留めつける。	
	第3項	▲		「特定天井」は、平成25年国土交通省告示第771号の構造方法に適合する。		<input checked="" type="checkbox"/> ②屋外に面する部分のタイル等の緊結[以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 屋外にタイルは使用しない <input type="checkbox"/> 屋外にタイルを使用する[以下に緊結方法を記載]	
	第4項	▲		特定天井で腐食等の恐れのある材料を使用する場合は防腐等の措置をした材料を使用する。		<input checked="" type="checkbox"/> ③太陽光システム等の防錆処置[以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 太陽光システムを設置しない <input checked="" type="checkbox"/> 太陽光システム設置する[防錆方法を以下に記載] ステンレス製取り付け金物及びステンレスビスにより留めつける。	
第2章 第3節 第40条 ※以下網掛け部分は、特定木造建築物を対象とした規定		○	適用の範囲	木造建築物としての構造規定が適用される建築物を規定	茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。	<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 第三節(木造の規定)が適用される <input type="checkbox"/> 第三節(木造の規定)が適用されない[適用除外となる内容を以下に記載]	・適用除外建築物の場合は第3節の規定の記載は不要 ・第2表の令第3章第3節において「開口部の位置、形状、寸法」を明示する必要があるが、仕様表では記載できないため、別の図書(立面図等)に記載
第41条		○	木材	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないこと。		<input checked="" type="checkbox"/> 節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による欠点はない(必須事項) 部材ごとの樹種・等級[①～④の部材ごとに以下に記載] ①柱材 1階 杉 無等級材(120mm×120mm:※以下木材寸法において単位省略) 2階 ミツガ 無等級材(120×120) ②横架材(土台、梁、桁) 土台 ひのき 無等級材(120×120) 梁 ミ松 無等級材(最大300×120) 桁 ミツガ 無等級材(最大240×120) ③筋かい材 ミツガ 無等級材(90×45) ④その他部材(母屋、垂木、根太、間柱など) 母屋(90×90) 垂木(45×40) 根太(45×40) 間柱(120×45) いずれもミツガ 無等級材	構造耐力上主要な部分とは: 壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)
第42条	第1項	○	土台及び基礎	柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設ける。	以下のいずれかに該当 ①柱を基礎に緊結 ②平家建ての建築物で足固めを使用 ③柱と基礎とをだぼ継ぎなど、平成28年国土交通省告示第690号の構造方法により施工	<input checked="" type="checkbox"/> [以下①、②のいずれかを選択] <input type="checkbox"/> ①最下階の柱にすべて土台を設けている <input checked="" type="checkbox"/> ②土台を設けていない柱がある[施工方法を以下から選択] <input checked="" type="checkbox"/> 柱を基礎に緊結する <input type="checkbox"/> 平屋で足固めを行う <input type="checkbox"/> 告示第690号による構造方法により施工	土台を設けない場合の施工方法については、別途構造詳細図を添付
	第2項	○		土台は、基礎に緊結する。	平家建ての建築物で延べ面積が50㎡以内のもの	<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 平屋で延べ面積が50㎡以内 <input checked="" type="checkbox"/> 土台は基礎に緊結している[緊結の方法を以下に記載] アンカーボルトM12×450 座金 t=4.5mm 40mm角 定着250mm(Zマーク金物同等)により緊結 柱から200mm以内及び2700mm間隔で設置	
第20条 第1項 4号イ	第1項	○	柱の小径	平成12年建設省告示第1349号により算出された割合以上であること。	国土交通大臣が定めた構造計算による場合	<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれかにより柱の小径を計算:いずれか選択] <input type="checkbox"/> (公財)日本住宅・木材技術センターの早見表 <input type="checkbox"/> 同上の計算ツール <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算	柱の小径の検討結果の根拠資料(早見表や計算ツールの内容又は構造計算書と計算に必要な図書)を添付
	第2項	○		3階以上の建築物の柱の小径は13.5cm以上とする。	平成12年建設省告示第1349号に定める基準に従った構造計算によって安全性を確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て以下 <input type="checkbox"/> 3階建て以上[柱の小径寸法を以下に記載] cm <input type="checkbox"/> 3階建て以上の場合の柱の小径:以下のいずれか選択 <input type="checkbox"/> 柱の小径は13.5cm以上である <input type="checkbox"/> 柱の小径は13.5cm未満(構造計算を要する)	構造計算を要する場合は構造計算書と計算に要した図書を添付
	第3項	—		法第41条の規定による長野県内には条例制定なし。			

第43条	第4項	○		柱の1/3以上欠き取る場合においては、その部分を補強する。		<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 1/3以上欠き取る柱なし <input type="checkbox"/> 1/3以上欠き取る柱あり[補強方法を以下に記載]	欠き取る場合は、位置を別途図書に明示
	第5項	○		隅柱、準ずる柱は、通し柱とする。	接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強する。	<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 隅柱、準ずる柱は通し柱である <input checked="" type="checkbox"/> 隅柱、準ずる柱は通し柱ではない[補強方法を以下に記載] 一部準ずる柱が通し柱ではないため、通し柱と同等の耐力となるようホールダウン金物にて補強する。(補強方法の詳細図は別途添付)	通し柱とする柱及び補強する隅柱、準ずる柱の位置を別途図書に明示
	第6項	○		柱の有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。)は、150以下とする。		<input checked="" type="checkbox"/> 有効細長比は150以下である(必須事項) [各階の最大値の計算過程と結果を以下に記載] 1階 柱寸法(小径) 12cm角 座屈長さ(最大横架材間距離) 2844mm 断面最小二次率半径 (105mm柱:30.31 120mm角:34.64) 34.64 1階柱の最大細長比(150以下) 82.1 2階 柱寸法(小径) 120cm角 座屈長さ(最大横架材間距離) 2730mm 断面最小二次率半径 (105mm柱:30.31 120mm角:34.64) 34.64 2階柱の最大細長比(150以下) 78.9	有効細長比=座屈長さ/断面二次率半径 (座屈長さは、柱の横架材間の垂直距離(両端ピン接合) 断面二次率半径は、断面二次モーメント/柱の断面より求める。105角又は120角の柱の数値は左表の数値となる。) 注意点:吹き抜けに面する柱がある場合は、最下階(土台)から最上階(はり、けた等)までが横架材間距離となる。
第44条		○	はり等の横架材	はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしない。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> はり、けた等の中央部附近野下側に構造耐力上章のある欠込みはしない(必須事項)		
第45条	第1項	○	筋かい	引張筋かいは以下のいずれかによる。 ①厚さ1.5cm以上幅9cm以上木材又は9mm以上鉄筋 ②昭和56年建設省告示第1100号によるもの ③国土交通大臣の認定を受けたもの		<input checked="" type="checkbox"/> [使用する引張り筋かいを以下のいずれかから選択(複数の仕様がある場合は複数を選択)] 厚さ1.5cm以上、幅9cm以上の木材又は9mm以上の鉄筋(告示第1100号の仕様を含む:以下の①に仕様を記載) <input type="checkbox"/> 上記に適合しない[引張筋かひのみで施工する場合に選択 以下①、②のいずれかを選択し記載] <input checked="" type="checkbox"/> ①告示第1100号の仕様による[以下に具体的な仕様を記載] 圧縮筋かひの仕様による <input type="checkbox"/> ②大臣認定品[以下に製品名、仕様及び認定番号を記載]	筋かひを圧縮筋かひの仕様のみで施工する場合は、第3項による筋交い端部の緊結により、引張筋かひにも対応できるものとして圧縮筋かひのみの記載で可能とする。 複数の筋かひを併用する場合は、該当する事項を全て選択し、必要事項を記載する。
	第2項	○		圧縮筋かひは以下のいずれかによる。 ①厚さ3cm幅9cm以上木材 ②昭和56年建設省告示第1100号によるもの ③国土交通大臣の認定を受けたもの		<input checked="" type="checkbox"/> [使用する圧縮筋かひを以下のいずれかから選択(複数の仕様がある場合は複数を選択)] 厚さ3cm、幅9cm以上の木材(告示第1100号の仕様を含む:以下の①に仕様を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 上記に適合しない[上記を含めて①、②のいずれかを選択し仕様を記載] <input checked="" type="checkbox"/> ①告示第1100号の仕様による[以下に具体的な仕様を記載] 筋かひ45×90をたすき掛け又はけさがけで施工する。(告示第1100号別表1(四)及び(六)) <input checked="" type="checkbox"/> ②大臣認定品[以下に製品名、仕様及び認定番号を記載] K型筋かひ(45×90) 認定番号●●●●●	筋かひ以外の耐力壁の仕様は令第46条第4項の欄に記載する。 今回改正に伴い、K型、多段筋かひも国土交通大臣認定により可能となっている。
	第3項	○		以下のすべてによる ①筋かひは、両端部を柱又ははりなど横架材に、ボルト、かすがい、くぎ等の金物で緊結する。 ②いずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分であること。		<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択] <input checked="" type="checkbox"/> 筋かひを設ける <input checked="" type="checkbox"/> 筋かひを設けない(別仕様) [筋かひを設ける場合は以下の方法による(いずれも必須事項)] <input checked="" type="checkbox"/> 筋かひ両端を柱又は横架材に金物等で緊結する <input type="checkbox"/> 筋かひの一方を緊結する位置は柱と横架材の仕口である	筋かひを設けない場合は、この規定は対象外
	第4項	○		筋かひには、欠込みしない。	たすき掛けの場合は、必要な補強を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 欠き込みはない <input checked="" type="checkbox"/> 欠き込みあり[補強方法を以下に記載] たすき掛け部分 筋かひを相欠きとし、両側から短冊金物を当て、六角ボルトM122本締めとスクリュー釘打ち	筋かひを設けない場合は、この規定は対象外
第46条	第1項	○	構造耐力上必要な軸組等	木造軸組構造は各階の張り間方向及び桁行方向に、壁又は筋かひを入れた軸組を釣合い良く配置する。	2項に適合することにより適用を除外	[木造軸組構造の基本事項] ※判断基準はなし	
	第2項	○		適用除外要件(次の①又は②に該当) ①以下のア、イすべてに該当するかウに該当する場合 ア 構造耐力上主要な部分が昭和62年建設省告示第1898号の基準に適合 イ 構造耐力上主要な柱の柱脚が一体の鉄筋コンクリート造の布基礎等に緊結 ウ 昭和62年建設省告示第1899号による構造計算により安全性を確認 ②方づえ、控え柱等が構造耐力上支障がない。		<input checked="" type="checkbox"/> [適用除外の有無を①、②から選択] <input checked="" type="checkbox"/> ①適用除外は受けない <input type="checkbox"/> ②適用除外となる建築物である[適用除外となる根拠を以下のいずれかから選択] <input type="checkbox"/> 昭和62年建設省告示第1898号の基準に適合するとともに、構造耐力上主要な柱が一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結する <input type="checkbox"/> 昭和62年建設省告示第1899号による構造計算によって安全性を確認 <input type="checkbox"/> 方づえ、控え壁等があって、構造耐力上支障がない[以下に具体的な仕様を記載]	構造計算が必要な場合は構造計算書と計算に要する図書を添付 構造方法(仕様)を構造詳細図で示した場合は具体的な仕様の記載は不要

第46条	第3項	○		①床組及び小屋ばり組には平成28年国土交通省告示第691号による木板などを設ける。 ②小屋組には振れ止めを設ける。	昭和62年建設省告示第1899号による構造計算によって安全性を確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> [該当する事項を選択] <input checked="" type="checkbox"/> 床組及び小屋ばりに木板その他これらに類するものを告示に定める方法により設ける <input checked="" type="checkbox"/> 小屋組には振れ止めを設ける <input type="checkbox"/> 上記のいずれかを構造計算により安全性を確認する ・構造計算を行った部分(床組、小屋ばり、振れ止め)を以下に記載 <input checked="" type="checkbox"/> ・床組及び小屋ばりの火打ち材、小屋組の振れ止めの具体的な施工方法の仕様を以下に記載(図化しない場合は必須記載事項) ①床組の仕様 1階床 火打ち土台 90×45(N90 2本打ち) 2階床 構造用合板12mmを根太(転ばして330mm@)へくぎ(N50)を150mmで打ち付け ②小屋ばりの仕様 小屋 火打ち梁 90×90(M12ボルト締め) ③小屋組の振れ止め仕様 90×15を小屋束下部及びびけた筋かいを設置	・床組及び小屋ばりに木板その他これらに類するものとして、火打ちばり、構造用合板(根太レス工法含む)などによる構法がある。 ・構造計算が必要な場合は構造計算書及び計算に要する図書を添付
	第4項	○		①軸組仕様:昭和56年建設省告示第1100号に定める仕様の軸組みあるいは国土交通大臣の認定を受けた構造であること。 ②必要な壁量:上記告示に基づく必要壁量に適合すること。 ③配置基準:平成12年建設省告示第1352号に定める軸組の配置基準(1/4バランス)に適合すること。 ④小屋裏物置(直下階面積の1/8以上が該当)がある場合は壁量計算において面積に算入していること。		<input checked="" type="checkbox"/> ①構造耐力上必要な軸組の仕様を記載(複数ある場合は主要な仕様を以下に記載) ・筋かい45×90 ・(大建工業 ダイレットの例) ダイレットMS t=9mm 認定番号:平成9年建設省富住指第9号 ②必要な壁量計算の方法[以下のいずれかを選択] <input type="checkbox"/> (公財)日本住宅・木材技術センターの早見表 <input checked="" type="checkbox"/> 同上による計算ツール <input type="checkbox"/> 構造計算 ③小屋裏物置の有無(直下階面積の1/8以上が該当)[以下のいずれかを選択] <input checked="" type="checkbox"/> あり(上記壁量計算において面積算入を要する) <input type="checkbox"/> なし	・構造耐力上必要な軸組の計算過程及び計算結果、計算結果に基づく軸組みの配置及びすべての仕様の申請図書として作成し添付 ・小屋裏物置がある場合は、その位置、天上高さ、面積算定根拠等を示す図書を別途作成して添付
第47条	第1項	○	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口	平成12年建設省告示第1460号の構造方法に適合すること。 柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、柱を添木等によって補強する。		<input checked="" type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の仕様の検討方法[以下のいずれかの方法を選択] <input type="checkbox"/> 告示第1460号による選択 <input checked="" type="checkbox"/> N値計算法による <input type="checkbox"/> 構造計算による [柱の局部座屈についていずれかを選択] <input checked="" type="checkbox"/> 柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずる恐れはない <input type="checkbox"/> 柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずる恐れがある[補強方法を以下に記載]	・使用する金物の仕様及び位置は別途図書を作成する。 N値計算、構造計算により場合は、計算過程と結果及び計算に要した図書を添付 ・構造耐力上主要な部分である仕口、継手の構造方法は、別途詳細図を添付 ・あらかじめ部位ごと、柱の引き抜き力に対応した仕口、継手の構造詳細図の一覧を作成し、その選択による方法も可能:国作成の申請審査マニュアルを参照
	第2項	○		ボルトには有効な座金を使用		<input checked="" type="checkbox"/> ボルト締め場合、ボルトの径に応じて有効な大きさと厚さを有する座金を使用する(必須次項)[ボルトの径と座金の寸法を以下に記載] M12に対して、座金 t=4.5mm 40mm角を使用	
第49条	第1項	○	外壁内部等の防錆措置等	木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用する。		<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれかを選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 外壁は鉄網モルタル塗等腐りやすい構造ではない <input type="checkbox"/> 軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙等を使用する[擬態的な使用材料と仕様を以下に記載]	
	第2項	○		柱、筋かい、土台は地面から1m以内の部分には、有効な防錆措置を講ずる。必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずる。		<input checked="" type="checkbox"/> 柱、筋かい、土台は地面から1m以内の部分には、有効な防錆措置を講ずる(必須事項)[使用材料ごとの防錆、防蟻処理方法を以下に記載] 地面から1mの範囲を防錆・防蟻処理を行う。(性能表示制度における劣化対策等級3相当による。)	
第4節 第51条～ 62条		○	組積造	※申請建築物の部分、あるいは一部に用いる場合は、関係規定について仕様表として作成する(以下7節まで同じ。)		<input type="checkbox"/>	
第4節の2 第62条の 2～62条 の8		○	補強コンクリート ブロック造			<input type="checkbox"/>	ブロック塀を築造する場合は、築造位置を配置図に明示し、令第62条の8の規定に適合することを示す図書(構造詳細図等)を添付するか、又は仕様を記載
第5節 第63条～ 70条		○	鉄骨造			<input type="checkbox"/>	
第6節 第71条～ 79条		○	鉄筋コンクリート 造			<input type="checkbox"/>	
第6節の2 第79条の 2～79条 の4		○	鉄骨鉄筋コン クリート造			<input type="checkbox"/>	
第7節 第80条		○	無筋コンクリート 造			<input type="checkbox"/>	
第7章の2 第80条の 3		○	土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法	国土交通大臣が定めた構造方法(平成13国土交通省告示第383号)を用いるものとする。	土石等の高さ等以上の高さの門又は塀が外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう設けられている場合	<input checked="" type="checkbox"/> [対象となる自然現象:以下のいずれかを選択] <input type="checkbox"/> 急傾斜地の崩壊 <input checked="" type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> 地すべり <input checked="" type="checkbox"/> [衝撃を遮る方法:以下のいずれかを選択] <input type="checkbox"/> 建築物本体により衝撃を遮る <input checked="" type="checkbox"/> 門、塀により衝撃を遮る [適用する構造基準の方法:以下のいずれかを選択] <input type="checkbox"/> 仕様基準による <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算による	・告示第383号に基づく構造基準(仕様基準)に適合することを示す図書の添付、又は構造計算書と計算に要した図書を添付 ・申請敷地が区域指定の内外にわたる場合は、境界線を配置図に明示し、各区分の面積算定と構造制限の適用の有無を別の図書として添付

		第5章の4 第1節の2 第129条 の2の3	第1項 第2号	○	建築設備の構造 強度	昇降機以外の建築設備は、平成12年建設 省告示第1388号に基づく構造方法を用い る。			<input checked="" type="checkbox"/> [以下の該当事項をいずれか選択と判断(必須事項)] <input checked="" type="checkbox"/> 設備、設備の支持構造部、緊結金物で腐食、腐朽の恐 れのあるものは必要な措置を講ずる <input type="checkbox"/> 屋上から突出する水槽、煙突等は支持構造部、構造 耐力上主要な部分に緊結する <input type="checkbox"/> れんが、石、CB、無筋コンクリート造の煙突の高さは 鉄製支柱設置以外は高さ90cm以下 <input checked="" type="checkbox"/> 給排水管等は、捕食、腐朽措置、外力の衝撃に対して 支障がなく、貫通部の措置や伸縮継手、地震などの 衝撃に支障ない支持を行う <input checked="" type="checkbox"/> 給湯設備は外力に対して支障のない構造とするとも に、設備の総質量(満水状態での機器を含めた質 量)が15Kgを超える場合は地震により転倒防止の ための措置を講ずる(告示による仕様による)	給湯器の転倒防止措置基準に 適合することを示す図書(仕様 書でも可能)を添付	
第2章 第21条				▲	大規模の建築物 の主要構造部等				<input type="checkbox"/>		
第25条				▲	大規模の木造建 築物等の外壁等				<input type="checkbox"/>		
第26条				▲	防火壁等				<input type="checkbox"/>		
第27条				▲	耐火建築物等と しなければならない特殊建築物				<input type="checkbox"/>		
第28条	第1項			○	居室の採光	居室には床面積の1/5から1/10までの間 において居室の種類に応じ政令で定める割 合以上の採光上有効な面積の窓などを設 ける。 住宅の居室は1/7以上であること。	地階等に設ける居室、又は温 湿度調整を必要とする用途上 やむを得ない居室 国土交通大臣が定める基準に 従い、照明設備の設置の措置 が講じられている場合、1/10 とすることができる。		<input checked="" type="checkbox"/> [次の①、②のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> ①適用除外の用途の建築物である[具体的な除外内 容を以下に記載] <input checked="" type="checkbox"/> ②各居室は政令で定める有効採光面積以上である [有効採光面積の計算過程と結果を別途添付] <input checked="" type="checkbox"/> 上記において1/10の緩和規定を適用している [具体的な措置の内容を以下に記載し、有効採光 面積の計算過程と結果を別途添付] 子供部屋 有効採光面積1.2㎡/室面積9.94㎡=0.12、 07(1/8.182)>1/10 床面において50lx以上の照度を 確保できる照明を設置する。	・有効採光面積の算定に必要な 事項の図書への記載と計算過 程及び結果を添付 ・規則第1条の3表2に規定す る有効採光面積を算定するた めの敷地に接する道路、公園の 位置や幅員等、開口部の位置、 境界からの水平距離及び垂直 距離は、本仕様表では記載でき ないため、配置図、平面図、立 面図、断面図等に明示	
	第2項			○	居室の換気	居室には床面積に対して、1/20以上の換 気のための窓等設ける。	政令で定める換気設備を設け た場合		<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 各居室は1/20以上の有効換気面積がある <input type="checkbox"/> 政令で定める換気設備を設置[具体的な換気設備の 仕様を以下の記載]	・有効換気面積の算定に必要な 事項の図書への記載と計算過 程及び結果を添付 ・開口部位置、吸気口、換気口 の位置、建具の開閉方法等は、 本仕様表では記載できないた め、平面図、立面図、断面図等 に明示	
	第3項			○	火気使用室の換 気	調理室等の火気使用室は、政令で定める換 気設備を設ける。	政令で定める室		<input type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 火気使用室はない <input checked="" type="checkbox"/> 火気使用室は政令で定める換気設備を設置する[具 体的な換気設備の仕様を以下に記載し、換気設備の 仕様を決定した計算過程と結果を別途添付] 都市ガス(理論排ガス量0.93kWh) 2口ガスコンロ(発熱 量 合計110Kw) レンジフードファン設置(ダクト長さ1 m 標準風量300㎡/h適用機器)	・換気設備の仕様を決定した計 算過程と結果及び設備の設置 地を別の申請図書へ明示 ※換気設備の位置は本仕様表 では記載できないため、平面 図、立面図、断面図等に明示	
	第4項			-	2室を1室にみな す規定					<input type="checkbox"/>	上記各項において適用できる規定を示している。
第28条の 2	第1項 第2号			○	石綿に対する衛 生上の措置	石綿等を添加した建築材料を使用しない。	石綿等を飛散又は発散させる おそれがないものとして国土 交通大臣が定めたもの又は認 定を受けたもの		<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 石綿を添加した材料は使用しない <input type="checkbox"/> 石綿を添加した材料は使用する[使用する材料の名 称・認定番号を以下に記載]		
	第2項 第3号	令第20条 の5・6		○	居室に使用する 建築材料のクロ ルピリホスに関 する基準	建築材料にクロルピリホスを添加しない。ま た、添加した材料を使用しない。	・建築物に使用して5年以上経 過したもの ・国土交通大臣が認めたもの		<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択] <input checked="" type="checkbox"/> クロルピリホスを添加した材料は使用しない <input type="checkbox"/> クロルピリホスを添加している建築材料であるが、使 用されている状態で5年以上経過している <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認めた材料	・使用材料区分による面積及び 換気計算過程と結果を添付 ・給気機、排気機の位置、は本 仕様表では記載できないため、 平面図、立面図、断面図等に明 示 ・通気のできる建具の位置を平 面図等に明示	
		令第20条 の7		○	居室に使用する 建築材料のホル ムアルデヒドに 関する基準	内装材、天井裏へのホルムアルデヒド発散 建材の使用を換気回数等により制限する。	・建築物に使用して5年以上経 過したもの令第20条の9によ り ・国土交通大臣の認定を受けた 居室		<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> すべての材料を☆☆☆☆製品を使用する <input type="checkbox"/> ホルムアルデヒドを添加した材料で5年以上経過 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の認定を受けた居室 <input type="checkbox"/> ☆☆☆☆製品以外の材料を使用する[使用する部 位と材料名および仕様を以下に記載]		
	令第20条 の8		○	居室の換気設備 のホルムアルデ ヒドに関する基 準	建築材料区分に応じた換気回数を確保でき る24時間換気設備を設置する。	令第20条の10により国土交 通大臣の認定を受けた居室		<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 各居室において必要換気回数を確保できる換気設備 を設置する(必須事項)			
第29条				○	地階における住 宅等の居室	住宅の居室等で地階に設けるものは、壁及 び床の防湿の措置等について政令(令第2 2条の2)で定める基準に適合するものとす る。			<input checked="" type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 地下室はない <input type="checkbox"/> 地下室がある[設計において政令で定める内容を以 下に記載(令第22条の2の技術基準)]	・有効換気計算を行う場合は、 計算過程と結果、及び計算に要 した図書を添付 ・開口部位置、吸気口、換気口 又は湿度調節設備の位置本仕 様表では記載できないため、平 面図、立面図、断面図等に明示	
第30条				▲	長屋又は共同住 宅の各戸の界壁				<input type="checkbox"/>		
	第1項			○	便所	下水道法による処理区域内においては、便 所は、水洗便所(公共下水道に連結され たものに限る。)以外の便所としない。			<input checked="" type="checkbox"/> [下水道処理区域内外をいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 下水道処理区域内[以下のいずれか選択] <input type="checkbox"/> 公共下水道に接続 <input type="checkbox"/> 公共下水道に接続しない[接続しない理由を以下 に記載] <input checked="" type="checkbox"/> 下水道処理区域外[以下のいずれか選択] <input checked="" type="checkbox"/> 尿尿浄化槽を設置 <input type="checkbox"/> 汲み取り便槽	排水ます、公共下水道の位置 は、本仕様表では記載できない ため、配置図に明示	
									<input checked="" type="checkbox"/> [浄化槽設置の有無をいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 尿尿浄化槽を設置する[以下のいずれか選択] <input checked="" type="checkbox"/> 合併浄化槽を設置 <input type="checkbox"/> 単独浄化槽を設置(既存の場合のみ)[放流先と 放流方法を以下に記載]		

第31条	第2項		○	尿尿浄化槽	便所から排出する汚物を公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿尿浄化槽を設けなければならない。		<input type="checkbox"/> 尿尿浄化槽を設置しない(公共下水道接続もなし) 【措置方法を以下に記載】 <input checked="" type="checkbox"/> 設置する場合の浄化槽の構造【以下①、②のいずれかを選択し記載】 <input type="checkbox"/> ①現場施工の浄化槽【以下に仕様を記載】 ・処理性能 ・処理対象人員と算出方法 ・処理方法 ・各槽の有効容量 <input checked="" type="checkbox"/> ②型式認定品【以下に認定番号・処理人員を記載】 (型式認定製品の名称及び認定番号を記載し、別途尿尿浄化槽の設計概要書を添付)	・尿尿浄化槽を設置する場合は別途「浄化槽設計概要書」の添付が必要 ・浄化槽を設置する場合の浄化槽の構造に関しては、上記の「浄化槽設計概要書」において添付される図書に明示される場合は添付不要
第32条			○	電気設備	電気設備は、法律等の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関する工法によつて設ける。		<input checked="" type="checkbox"/> 関係法令に基づき電気設備を設ける(必須事項)【常用電源の種類と引き込み方法を以下に記載】 200V CVケーブル電柱より高架(道路上5m以上、敷地内2.5m以上の高さ)で引き込み 開口部から1.2m以上離れた位置に引き込む。	常用電源の位置は本仕様表に記載できないため、配置図又は平面図に明示
第33条			▲	避雷設備			<input type="checkbox"/>	
第34条			▲	昇降機			<input type="checkbox"/>	
第35条			▲	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準			<input type="checkbox"/>	
第35条の2	令第128条の5		○	特殊建築物等の内装	調理室等火気使用室は、政令で定める基準に従つて、壁、天井(天井のない場合は、屋根)の内装を防火上支障がないようにする。	政令で定めるもの 平成21年国土交通省告示第225号による場合	<input type="checkbox"/> 次の①～③のいずれかを選択と記載 <input type="checkbox"/> ①適用対象外建築物(平屋又は火気使用室がない：IHクッキングヒーター設置の場合を含む) <input checked="" type="checkbox"/> ②内装を準不燃材以上で施工する[準不燃材以上の場合、部位ごとの内装材の仕様を以下に記載] ・壁材 石膏ボード t=12.5mm 不燃材 下地 ビニールクロス貼り(基材同等認定品) ・天井(屋根)材 石膏ボード t=9.5mm 準不燃材 下地 ビニールクロス貼り(基材同等認定品) <input type="checkbox"/> ③告示第225号を適用する[部位ごとの内装材の仕様を以下のに記載] <input checked="" type="checkbox"/> ・壁材 ・天井(屋根)材 ・その他告示で指定されている部分と使用材 [上記の②又は③の仕上げ材で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、以下に製品名・認定番号を記載] 石膏ボードt12.5 (株)●● 不燃NM-●●●●●●●●●● 石膏ボードt9.5 (株)●● 不燃QM-●●●●●●●●●● ビニールクロス (株)●● 準不燃材QM-●●●●●●●●●●	告示第225号を適用のする場合は基準適合を示す計算過程と結果及び計算に要した図書を添付
第35条の3			▲	無窓の居室等の主要構造部			<input type="checkbox"/>	
第36条			○	この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準			<input checked="" type="checkbox"/>	技術基準を以下の施行令の規定に定めている。
	令第21条		○	居室の天井の高さ	居室の天井の高さは、2.1m以上とする。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 居室の天井高さは2.1m以上(必須事項)【最低の高さの居室名と高さを以下に記載】 寝室・子供部屋 2.3 m
	令第22条		○	居室の床の高さ及び防湿方法	最下階の居室の床が木造である場合の床の高さ及び防湿方法は、次による。 ①床の高さは、直下の地面からその床の上面まで45 cm以上とする。 ②外壁の床下部分には、壁の長さ5m以下ごとに、面積300cm以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をする。	床下をコンクリート、たたきなどの材料で覆う場合及び最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によつて腐食しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものである場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 以下のいずれかを選択と記載 <input checked="" type="checkbox"/> 居室の床高は45cm以上【最低の高さの部位と高さを以下に記載】 部位(室名): 寝室 床高 50 cm <input type="checkbox"/> 基準に適合する床下換気孔を設置【換気孔の仕様を以下に記載】 基礎外周部の各室及び通気上必要な部分に床下換気孔(300mm×150mm:ステンレス製ガラリ付き)を設ける。 <input type="checkbox"/> 上記いずれかが適合しない【適用除外の内容を以下に記載】
	令第23条		○	階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法	階段と踊場の幅、蹴上げと踏面の寸法は、以下によらなければならない。 階段及び踊場の幅 75cm以上 蹴上寸法 22cm以下 踏面寸法 21cm以上	住宅の階段(共同住宅の共用階段を除く。)の蹴上げは23cm以下、踏面は15cm以上とすることができる。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 階段の幅、蹴上、踏面の新法は、基準に適合する(必須事項)【具体的な寸法を以下に記載】 ①階段の幅 78 cm ②蹴上寸法 21 cm ③踏面寸法 23.5 cm
令第25条		○	階段には、手すりを設けなければならない。階段及びその踊場の両側(手すりが設けられた側を除く。)に側壁又はこれに代わるものを設ける。	高さ1m以下の階段の部分には、適用しない。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 手すり設置の有無をいずれかを選択と記載 <input checked="" type="checkbox"/> 手すりを設置【以下を選択】 <input type="checkbox"/> 両側設置 <input checked="" type="checkbox"/> 片側設置(設置以外の面は側壁あり) <input type="checkbox"/> 手すりを設置しない【適用除外の理由を以下に記載】	

第37条				○	建築材料の品質	基礎、主要構造部その他政令(令第144条の3)で定める部分に使用する木材等国土交通大臣が定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 ①国土交通大臣の指定する日本産業規格又は日本農林規格に適合するもの ②国土交通大臣の認定を受けたもの		<input checked="" type="checkbox"/> [以下①～③の材料ごとにいずれかを選択、必要選択事項] ①コンクリートの仕様[以下を記載] ※記載する部位は基礎のみ <input type="checkbox"/> ・粗骨材の最大寸法 25 mm <input type="checkbox"/> ・設計基準強度(呼び強度)Fc 24 N/mm ² 以上 <input type="checkbox"/> ・スランプ 18 cm以下 <input type="checkbox"/> JIS規格工場からの製品[工場の名称と認証番号を以下に記載(未定の場合は「未定」と記載)] <input checked="" type="checkbox"/> 鋼●●●●●● JIS A5308 レディミクストコンクリート 認証番号 GB●●●●●●●●●● <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の認定品[認定番号を以下に記載] <input type="checkbox"/> 上記以外[具体的な適合方法を以下に記載] <input checked="" type="checkbox"/> ②鉄筋[以下をいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> JIS規格品[以下に仕様ごとに規格番号記載] 使用材料:D13およびD10 JIS規格 G 3112:2020 SD295を使用 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の認定品[認定番号を以下に記載] <input type="checkbox"/> 上記以外[具体的な適合方法を以下に記載] <input type="checkbox"/> ③上記以外の材料がある場合は以下に材料名、JIS又はJAS規格番号を記載(備考欄参照)	<p>法第37条において規定されている材料は、平成12年建設省告示第1446号において次のとおり定められている。</p> <p>①構造用鋼材及び鋳鋼 ②高力ボルト及びボルト ③構造用ケーブル ④鉄筋 ⑤溶接材料(炭素鋼、ステンレス鋼及びアルミニウム合金材の溶接)⑥ターンバックル ⑦コンクリート ⑧コンクリートブロック ⑨免震材料 ⑩木質接着成形軸材料(木材の単板を積層接着又は木材の小片を集成接着した軸材をいう。以下同じ。) ⑪木質複合軸材料 ⑫木質断熱複合パネル ⑬木質接着複合パネル ⑭タッピンねじその他これに類するもの ⑮打込み鉄 ⑯アルミニウム合金材 ⑰トラス用機械式継手 ⑱膜材料及びテント倉庫用膜材料 ⑲セラミックメーソソリユニット ⑳石綿飛散防止剤 ㉑緊張材 ㉒軽量気泡コンクリートパネル</p> <p>なお、使用される部分は、基礎、主要構造部及び構造耐力上主要な部分とされている。</p>
第38条				○	特殊の構造方法又は建築材料	特殊の構造方法又は建築材料は国土交通大臣の認定が必要		<input checked="" type="checkbox"/> 特殊材料、構法を用いた建築物ではない <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認定した構造方法、材料を用いる[認定構法、材料を用いる場合は、その部位・名称・認定番号を以下に記載]	使用場所、使用箇所を示す図書を添付
第39条	(長野県建築基準条例第4条～6条)			○	災害危険区域	区域内においては長野県が制定する条例に基づき居住の用に供する建築物は建築できない。	<input type="checkbox"/> 主要構造部を鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリートとするか、防護措置をすることをもちて知事の許可を受ける。	<input type="checkbox"/> [以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 区域内ではあるが居住の用に供する建築物ではない <input type="checkbox"/> 区域内ではあるが知事の許可を受けている(居住の用に供する建築物が該当)	災害危険区域内の申請の場合に選択
第40条				△	地方公共団体の条例による制限の附加	※長野県内には本条による条例の制定はない		<input type="checkbox"/>	
第41条				△	市町村の条例による制限の緩和	※長野県内には本条による条例の制定はない		<input type="checkbox"/>	
第3章第1節第41条の2				—	適用区域				
第3章の2第68条の10～第68条の26				—	型式適合認定等				
第4章第69条～第77条				—	建築協定				
	第5章の4第1節の2令129条の2の4			○	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造の基準を規定		<input checked="" type="checkbox"/> [以下の規定はすべて必須事項] <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート埋設等の配管材は腐食しない材料、又は腐食防止措置を講じている <input checked="" type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分を貫通する場合は支障がない構造(補強等)とする <input checked="" type="checkbox"/> 水質、温度等に応じた安全上、防火上支障がない構造とする <input checked="" type="checkbox"/> 給水管とその他の管は直結しない <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備は必要な容量、排水トラップ設置等の衛生上必要な措置、不透質材料を使用する <input checked="" type="checkbox"/> [具体的な材料仕様を以下に記載] <input checked="" type="checkbox"/> ①給水管 一般給水管:ポリエチレン管 給湯管:耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 地中は防食テープ巻き <input checked="" type="checkbox"/> ②排水管 硬質塩化ビニル管(VP) <input checked="" type="checkbox"/> ③ガス管 ガス管(SGP) 地中は防食テープ巻き <input checked="" type="checkbox"/> ④その他[以下に具体的に記載]	
	令129条の2の5			○	換気設備	建築物換気設備の構造基準を規定	換気設備を設けるべき調理室等を除く	<input checked="" type="checkbox"/> [以下の規定はすべて必須事項] <input checked="" type="checkbox"/> 自然換気設備に関する吸気口、排気口の位置、構造は令129条の2の5第1項の構造基準に適合する(必須事項) <input checked="" type="checkbox"/> 機械換気設備に関する令129条に2の5第2項の構造基準に適合する(必須事項)	
第6章第84条				△	被災市街地における建築制限			<input type="checkbox"/>	

第84条の2				○	簡易な構造の建築物に対する制限の緩和	一定の要件に該当する簡易な構造の建築物は、一定の規定に関して制限の緩和ができる		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 緩和を受ける[以下に緩和を受ける規定と具体的な構造仕様を記載] ・緩和を受ける規定 附属車庫の屋根について法第22条の緩和 ポリカーボネード版t=8mm以上を使用(H5告示1443号適用) ・具体的な構造仕様 車庫は、令第136条の9及びH5告示1427号の構造に適合 階数1 壁を有しない 3,000㎡以下	
第85条				▲	仮設建築物に対する制限の緩和			<input type="checkbox"/>		
第85条の2				△	景観重要建築物である建築物の制限の緩和			<input type="checkbox"/>		
第85条の3				△	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和			<input type="checkbox"/>		
第86条～86条の5				▲	一の敷地とみなすことによる制限の緩和			<input type="checkbox"/>		
86条の6				△	総合設計による一団地の住宅施設についての制限の緩和			<input type="checkbox"/>		
第86条の7				○	既存の建築物に対する制限の緩和	増改築、大規模修繕、模様替において、既存不適格建築物に対する制限を緩和	既存不適格の条項及び行為の内容により緩和	<input type="checkbox"/>		既存不適格調書を添付 緩和を受けるための措置を示した図書を添付
第86条の8				▲	(全体計画認定)			<input type="checkbox"/>		
第86条の9				△	(公共事業における敷地面積の緩和)			<input type="checkbox"/>		
第87条				○	用途変更への準用			<input type="checkbox"/>		基本的には、用途変更内容に応じて、建築行為に準じた仕様表と申請図書を作成
第87条の2				▲	(用途変更に関する全体計画認定)			<input type="checkbox"/>		
第87条の3				▲	(一次的な用途変更の緩和)			<input type="checkbox"/>		
第87条の4				○	建築設備への準用	※別途仕様表を作成		<input type="checkbox"/>		
第88条				○	工作物への準用	※別途仕様表を作成		<input type="checkbox"/>		

I-2 関係法令(単体規定に関する法令)

対象法令名	条・項	適用区分	項目	規定の概要	ただし書き(適用除外規定)	適用有無	設計の仕様	備考
宅地造成及び特定盛土等規制法(長野県土砂等の盛等土等の規制に関する条例)	第12条、16条、30条、35条	○	切土、盛土の規制	※令和7年5月施行(地域指定公示)宅地造成等を行うための一定の高さ、面積の切土、盛土に対して、一定の技術基準に適合していること。	都市計画法に基づく開発許可を受けた場合	<input checked="" type="checkbox"/>	指定区域[以下を以下のいずれか選択] <input type="checkbox"/> 区域指定なし <input checked="" type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域 以下の①、②の区域内でのいずれかの行為に該当する場合は許可を要する ①宅地造成等工事規制区域内での行為[以下をいずれか選択] <input checked="" type="checkbox"/> 盛土で高さ1mを超える崖を生じさせる <input type="checkbox"/> 切土で高さ2mを超える崖を生じさせる <input type="checkbox"/> 切土、盛土を同時に行い、高さ2mを超える崖を生じさせる <input type="checkbox"/> 盛土で高さ2mを超えるもの(崖とならないものを対象) <input type="checkbox"/> 切土又は盛土で500㎡を超えるもの(上記のすべてを除外行為) <input type="checkbox"/> 上記のいずれの行為も該当しない ②特定盛土等規制区域内での行為[以下をいずれか選択] <input type="checkbox"/> 盛土で高さ2mを超える崖を生じさせる <input type="checkbox"/> 切土で高さ5mを超える崖を生じさせる <input type="checkbox"/> 切土、盛土を同時に行い、高さ5mを超える崖を生じさせる <input type="checkbox"/> 盛土で高さ5mを超えるもの(崖とならないものを対象) <input type="checkbox"/> 切土又は盛土で3,000㎡を超えるもの(上記のすべてを除外行為) <input type="checkbox"/> 上記のいずれの行為も該当しない	・宅地造成及び特定盛土等規制法(長野県土砂等の盛等土等の規制に関する条例)の適用を受ける区域に該当する場合に選択 ・許可を受けている場合は、許可書の写しを添付 また、許可条件がある場合はその条件に対応していることを示す図書を添付 ※「崖」とは、地表面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤を除くものをいう。
消防法第9条の2	第9条の2	○	住宅用火災機器	寝室と階段に住宅用火災警報器を設置する。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 寝室と階段部分に住宅用火災警報器を設置する(必須事項)	設置位置を平面図に明示
屋外広告物法(屋外広告物条例)	条例第4条	○	屋外広告物の禁止	指定区域内での広告物の表示、設置の禁止	自己用広告物で10㎡以下 他(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物なし <input type="checkbox"/> 適用場外広告物に該当	
建築物省エネ法(略称)		○		※別途仕様表を作成		<input type="checkbox"/>		「省エネ適判」を受けた建築物は関係図書添付は不要
長野県建築基準条例	第24条	○	車庫等の構造	車庫の用途に供する部分が一定の階に設ける場合、車庫等の部分を1時間準耐火構造とする。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> [車庫がある場合は以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 適用対象外(平屋、2階建て、面積要件) <input type="checkbox"/> 条例に定められた規定の構造とする[具体的な1時間準耐火構造の仕様を以下に記載]	・申請建築物に車庫がある場合に選択 ・1時間準耐火構造とする位置を平面図、断面図等の明示
	第25条	○	車庫の他の用途部分との区画	車庫とその他の部分の開口部は防火設備とするなど。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> [車庫がある場合は以下のいずれか選択と記載] <input type="checkbox"/> 車庫部分に面する開口部はない <input type="checkbox"/> 規定に基づく区画とする[開口部に設ける防火設備の仕様を記載(大臣認定品は認定番号を記載)]	・申請建築物に車庫がある場合に選択 ・車庫に面する開口部の位置を平面図に明示

II-1 集団規定に関する建築基準法の条項(都市計画区域及び準都市計画区域内に関する規定)

建築基準法		施行令		適用区分	項目 (条文見出し等)	規定の概要	ただし書き (適用除外規定)	適用有無	設計の仕様	備考
章・節・条	項・号	章・節・条	項・号							
第22条	第1項			○	22条区域内の屋根の構造	屋根の構造は、政令で定める国土交通大臣が定めた構造方法又は認定を受けたものとする。	茶室、あずまや等又は延べ面積10㎡以内の物置等の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分	☑	[以下のいずれか選択と記載] ☑ 適用対象建築物 ☐ 適用対象外建築物[適用除外内容を以下に記載] [屋根葺き材の基準適合仕様を選択・仕様を記載] ☑ 政令による構造方法[具体的な仕様を以下に記載] 瓦葺き(不燃材) ☐ 国土交通大臣の認定[具体的な製品名・認定番号を以下に記載]	22条区域内である場合に選択
第23条				○	22条区域内の外壁の構造	外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、政令で定める土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は認定を受けたものとする。	対象建築物は、主要構造部(床、屋根、階段除く)が木材、プラスチック等の可燃材で造られたもの	☑	[以下のいずれか選択と記載] ☐ 延焼のおそれのある部分がない ☑ 延焼のおそれのある部分がある[適用除外がある場合はその内容を以下に記載] [外壁の基準適合仕様を以下のいずれか選択と記載] ☐ 政令による構造方法[具体的な仕様を以下に記載] ☑ 国土交通大臣の認定[具体的な製品名・認定番号を以下に記載] 窯業系サイディング (材料名と認定番号を記載)	・22条区域内である場合に選択 ・延焼のおそれのある部分の位置は、配置図又は平面図に明示
第24条				○	建築物が第22条区域の内外にわたる場合の措置	建築物が第22条区域の内外にわたる場合、過半による区域適用を判断		☑	[以下のいずれか選択] ☐ 敷地が22条区域の内外にわたっていない ☑ 敷地が22条区域の内外にわたっている[以下の過半の計算結果を選択] ☑ 敷地の過半の面積が22条区域外である ☐ 敷地の過半の面積が22条区域内である	・22条区域内である場合に選択 ・22条区域の境界線を配置図に明示 ・過半の計算過程と結果を別の図書(配置図等)に明示
第42条				○	道路の定義	建築物の敷地が接しなければならない(道路)種別を規定		☑	[接する道路の種別を以下からいずれか選択と記載] ☑ 第1項第1号道路(道路法による道路) ☐ 第1項第2号道路(都市計画法等による道路) ☐ 第1項第3号道路(法適用時からの道) ☐ 第1項第4号道路(2年以内事業施行道路) ☐ 第1項第5号道路(上記以外の位置指定道路) ☑ 第2項道路(幅4m未満の法施行時の指定道路) [2項道路の場合は以下に最小幅員を記載] 3.5 m	複数の道路に接する場合はすべてを選択
第2節 第43条				○	敷地等と道路との関係	敷地は、道路に2m以上接する。		☑	[以下のいずれか選択] ☑ 敷地は道路に2m以上の幅で接する[最小の接する長さを以下に記載] 接する長さ 10 m ☐ 特定行政庁の許可を受けている	
第43条の2				△	その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	※長野県内には制限の付加はない		☐	※長野県内には指定された道はない。	
第44条				○	道路内の建築制限	建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。	①地盤面下に設けるもの ②公衆便所等で許可を受けたもの ③一定の基準による許可を受けたもの ④公共歩廊等で許可を受けたもの	☑	[以下のいずれか選択と記載] ☑ 建築物、擁壁等は道路内に突出、築造しない ☐ 建築物又は擁壁等が道路内に突出、築造する[適用除外事項を以下に記載] ☐ 特定行政庁の許可を受けている	
第45条				—	私道の変更又は廃止の制限					
第46条				△	壁面線の指定	※長野県内には壁面線は指定されていない。		☐		
第47条				△	壁面線による建築制限	※長野県内には壁面線は指定されていない。		☐	※長野県内には壁面線は指定されていない。	
第3節 第48条				○	用途地域等	用途域内においては、法別表第二(イ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	特定行政庁が許可した場合	☑	申請敷地の用途地域の名称[以下に記載:複数の場合はすべて記載] 第1種住居地域 申請敷地に複数の用途地域が指定されている場合は以下に各用途地域の敷地内における面積を記載 建築の可否[以下のいずれか選択] ☑ 建築してはならない建築物ではない ☐ 特定行政庁の許可を受けている	・申請敷地が複数の用途地域にわたる場合は、境界線を配置図に明示し、各区分の面積算定と構造制限の適用の有無を別の図書として添付 ※以下都市計画区域内における制限に関する規定は同様 ・工場等の業務内容や危険物の処理、貯蔵による制限のある用地地域にあつては、別途事業内容や危険物の種類、数量を明示した「工場調査」を添付
第49条				○	特別用途地区	建築物の建築の制限又は禁止に関して定められた地方公共団体の条例に基づき定められた用途の建築物は建築できない。	地方公共団体の長の許可を受けた場合	☐	申請敷地の特別用途地域の名称 建築の可否[以下のいずれか選択] ☐ 建築してはならない建築物ではない ☐ 地方公共団体の許可を受けている	特別用途地区内の場合に選択

第49条の2				○	特定用途制限地域	特定用途制限地域に関する都市計画により、地方公共団体の定めた条例に基づき定められた用途の建築物は建築できない。	地方公共団体の長の許可を受けた場合	<input type="checkbox"/>	申請敷地の用途地域の名称[以下に記載] 建築の可否[以下のいずれか選択] <input type="checkbox"/> 建築してはならない建築物ではない <input type="checkbox"/> 地方公共団体の許可を受けている	特定用途制限地域内の場合に選択
第50条				△	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限			<input type="checkbox"/>		
第51条				▲	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置			<input type="checkbox"/>		
第4節 第52条				○	容積率	容積率は、用途地域等の地域ごとに定められた数値及び敷地が接する道路の幅員により算定される数値以下でなければならない。	①前面道路により計算される数値は幅員15m以上の道路(特定道路)からの距離により数値を計算する ②容積率を計算するに当たって算定する床面積において一定の用途部分の地階の床面積及び昇降路や機械室等の一定の用途の部分は除外することができる。 ③特定行政庁が許可した場合	<input checked="" type="checkbox"/>	①法定容積率[以下のすべてを記載] ・都市計画において定められた数値 200% ・前面道路の幅員による数値(②による場合を含む) 160% ②特定道路の適用の有無[以下のいずれかを記載] <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし % ③複数の容積率の異なる用途地域を含む場合は、申請敷地の法定容積率を計算過程と結果を以下に記載 ④申請建築物の容積率[以下に記載] 140% ⑤特定行政庁の許可[許可を受けている場合選択] <input type="checkbox"/> 許可を受けている(第52条10項、11項、14項)	・特定道路の位置、距離等については配置図等に明示する ・敷地が複数の異なる容積率の地域にまたがる場合は、配置図に境界線を明示する ・床面積から除外した用途等の範囲及び蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の位置は平面図等の図書に明示する
第53条				○	建蔽率	建蔽率用途地域等の地域ごとに定められた数値以下でなければならない。	①数値の加算 ・防火、準防火地域内の耐火建築物等 ・特定行政庁が指定する街区の角地にある敷地 ②適用除外 ・特定行政庁の許可を受けたもの ・防火地域内の建蔽率80%と指定されている地域 ・派出所、公衆便所等	<input checked="" type="checkbox"/>	①法定建蔽率[以下のすべてを記載] ・都市計画において定められた数値 60% ・上記に加算した後の数値(角地等の加算)[加算した場合の適用規定と数値を以下に記載] 長野県建築基準条例による角地に該当する加算後 70% ③複数の建蔽率の異なる用途地域を含む場合は、申請敷地の法定容積率を計算過程と結果を以下に記載 ④申請建築物の建蔽率[以下に記載] 55% ⑤特定行政庁の許可[許可を受けている場合選択] <input type="checkbox"/> 許可を受けている(第52条10項、11項、14項)	・敷地が複数の異なる建蔽率の地域にまたがる場合は、配置図に境界線を明示する
第53条の2				△	建築物の敷地面積	※長野県内には指定された地域はない。		<input type="checkbox"/>		
第54条				○	第一種低層住居専用地域等における外壁の後退距離	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該地域に関する都市計画において外壁の後退距離の限度が定められた場合においては、政令で定める場合を除き、当該限度以上でなければならない。	次の以下のいずれか(令第135条の22) ①外壁等の中心線の長さが3m以下 ②物置等の用途で軒高が2.3m以下、かつ床面積50㎡以内	<input type="checkbox"/>	定められている後退距離[いずれか選択] <input type="checkbox"/> 1.0m <input type="checkbox"/> 1.5m [いずれか選択] <input type="checkbox"/> すべての外壁、柱は後退距離を超えない <input type="checkbox"/> 適用除外の対象となる部分がある[以下のいずれかを選択] <input type="checkbox"/> 外壁等中心線の長さが3m以下 <input type="checkbox"/> 物置等の用途で軒高2.3m以下、かつ床面積50㎡以内	・第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内において、外壁の後退距離の制限が指定されている場合に選択 ・適用除外の対象となる部分及び対象となる仕様を配置図又は平面図等の図書に明示
第55条				○	第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの限度	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、10m又は12mのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。	次のいずれか ①敷地内に一定の空地と一定の敷地面積を有する場合(10mを12mとすることができる)(令第130条の10) ②特定行政庁の許可を受けた場合(以下のいずれか) ・再生エネルギー源利用 ・敷地の周囲に空地を有する ・学校等の用途でやむを得ない	<input type="checkbox"/>	定められている高さの限度[いずれか選択] <input type="checkbox"/> 10m <input type="checkbox"/> 12m 実際(設計)の最高の高さ m [いずれか選択] <input type="checkbox"/> 定められた高さの限度を超えない <input type="checkbox"/> 定められた高さの限度を超える[選択] <input type="checkbox"/> 令第130条の10を適用 <input type="checkbox"/> 特定行政庁の許可を受けている	・第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の場合に選択
第56条				○	建築物の各部分の高さ	建築物の各部分の高さは、道路及び隣地からの一定の高さ以下でなければならない。	建築物の道路からの距離による緩和等様々な緩和規定がある	<input checked="" type="checkbox"/>	[いずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 道路からの高さ制限に適合する <input checked="" type="checkbox"/> 隣地境界線からの高さ制限に適合する <input type="checkbox"/> 天空率による法適合確認を行う [法第56条及び関係政令に基づく緩和規定等を適用せずに適合していることを確認した根拠を以下に記載]	高さ制限に関して明示すべき事項は多岐にわたり、規定の適合性を本仕様書で記載することは困難であることから、明らかに適合していることが配置図や立面図等で確認できる場合以外は、規則第1条の3表2に規定されている図書と明示すべき事項に基づき図書を添付
第56条の2				○	日影による中高層の建築物の高さの制限	一定の高さの建築物について、冬至日において条例で定められた用途地域ごとに条例で定められた平均地盤面からの高さにおいて周囲の敷地の一定の距離において1日における日影となる時間を生じさせてはならない。	特定行政庁が許可した場合	<input checked="" type="checkbox"/>	[申請建築物の高さ及び軒の高さを以下に記載] ①建築物の最高の高さ 8.5m ②建築物の軒の高さ 7.2m [規定提供等について以下のいずれか選択と記載] <input checked="" type="checkbox"/> 制限を受ける高さ等の建築物ではない <input type="checkbox"/> 制限を受ける高さ等の建築物である <input type="checkbox"/> 特定行政庁の建築許可を受けている [適用を受ける建築物の場合は以下を記載] ①真北方向の測定方法 ②建築物の最高の高さ及び最高の軒の高さ	日影規制に関して明示すべき事項は、規定の適合性を本仕様書で記載することは困難であることから、規則第1条の3表2に規定されている図書と明示すべき事項に基づき図書を添付
第57条				▲	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和			<input type="checkbox"/>		

第57条の2			△	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例				<input type="checkbox"/>		
第57条の3			—	指定の取消し						
第57条の4			△	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度				<input type="checkbox"/>		
第57条の5			△	高層住居誘導地区				<input type="checkbox"/>		
第58条			△	高度地区				<input type="checkbox"/>		
第59条			△	高度利用地区				<input type="checkbox"/>		
第59条の2			△	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例				<input type="checkbox"/>		
第60条			△	特定街区				<input type="checkbox"/>		
第4節の2 第60条の2			△	都市再生特別地区				<input type="checkbox"/>		
第60条の2の2			△	居住環境向上用途誘導地区				<input type="checkbox"/>		
第5節 第61条			○	防火地域及び準防火地域内の建築物	防火地域又は準防火地域内の建築物は、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸等政令で定める防火設備を設け、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を政令で定める基準に適合する、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は認定を受けたものとする。	門又は塀で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物等を除く。)に附属するもの		<input checked="" type="checkbox"/>	<p>[対象地域のいずれか選択]</p> <p><input type="checkbox"/> 防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域</p> <p>[防火地域内の場合、建築物の規模①、②いずれかを選択し、さらに建築物の構造を選択]</p> <p><input type="checkbox"/> ①階数3以上又は延べ面積500㎡を超える</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第1号イに適合する建築物</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第1号ロに適合する建築物</p> <p><input type="checkbox"/> ②階数2以下かつ延べ面積500㎡以下</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第2号イに適合する建築物</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第2号ロに適合する建築物</p> <p>[準防火地域内の場合、建築物の規模①～④いずれかを選択し、さらに建築物の構造を記載]</p> <p><input type="checkbox"/> ①地階除く階数4以上又は延べ面積1500㎡を超える</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第1号イに適合する建築物</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第1号ロに適合する建築物</p> <p>②地階除く階数3かつ延べ面積1500㎡以下、又は</p> <p><input type="checkbox"/> 地階除く階数2以下かつ延べ面積500㎡超え1500㎡以下</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第2号イに適合する建築物</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第2号ロに適合する建築物</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③地階を除く階数2以下かつ延べ面積500㎡以下(木造建築物の場合)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令第136条の2第3号イに適合する建築物</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第3号ロに適合する建築物</p> <p><input type="checkbox"/> ④地階を除く階数2以下かつ延べ面積500㎡以下(木造建築物以外の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第4号イに適合する建築物</p> <p><input type="checkbox"/> 令第136条の2第4号ロに適合する建築物</p> <p>法第86条の4(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)の適用の有無[以下のいずれかを選択し法86条の4の該当号を記載するとともに、認定、許可の場合は番号を記載]</p> <p><input type="checkbox"/> 適用あり <input checked="" type="checkbox"/> 適用なし</p> <p>適用ありの場合、の86条の4該当条項及び認定等番号</p> <p>[上記の延焼のおそれのある部分に設ける開口部の防火設備の仕様を記載(大臣認定品は認定番号を記載)]</p> <p>●●●●(メーカー名)</p> <p>認定番号 掃き出し窓 EB-●●●●</p> <p>腰窓 EB-●●●●</p> <p>ドア EB-●●●●</p>	
第62条			○	屋根	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、政令で定める基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は認定を受けたものとする。(平成28年告示第693号)	不燃性の物品保管倉庫などで国土交通大臣が定める用途の建築物で、大臣が定める構造方法(令第136条の2の2第1号の構造)		<input checked="" type="checkbox"/>	<p>[以下のいずれか選択と記載]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適用除外(不燃物保管倉庫等で令第136条の2の2第1号の基準に適合)</p> <p><input type="checkbox"/> 適用対象建築物[屋根の構造方法を以下に記載(大臣認定品の場合は、認定番号を記載)]</p>	・防火地域又は準防火地域に建築する場合に選択
第63条			○	隣地境界線に接する外壁	外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。			<input checked="" type="checkbox"/>	<p>[以下のいずれか選択]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適用対象建築物ではない</p> <p><input type="checkbox"/> 適用対象建築物</p>	・防火地域又は準防火地域に建築する場合に選択
第64条			○	看板等の防火措置	防火地域内にある看板等の工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。			<input checked="" type="checkbox"/>	<p>[以下のいずれか選択と記載]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適用対象外(設置なし、屋上設置なし、3m以下)</p> <p>主要な部分を不燃材で造る、又は覆う(必須事項)</p> <p><input type="checkbox"/> [造る又は覆う材料を以下に記載(認定材料は、認定番号を記載)]</p>	・防火地域又は準防火地域に建築する場合に選択
第65条			○	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	指定のない地域と防火、準防火地域にわたる場合は防火又は準防火地域、防火、準防火地域にわたる場合は防火地域の規定を適用			<input type="checkbox"/>	<p>[以下のいずれか選択]</p> <p><input type="checkbox"/> 指定のない地域と防火又は準防火地域にまたがる</p> <p><input type="checkbox"/> 防火地域と準防火地域にまたがる</p> <p>[各地域にまたがる場合は、適用される地域を選択]</p> <p><input type="checkbox"/> 防火地域</p> <p><input type="checkbox"/> 準防火地域</p>	・防火地域又は準防火地域に建築する場合に選択 ・各地域にわたる場合の境界線を配置図に明示
第66条			—	第38条の準用						
第5節の2 第67条			△	特定防災街区整備地区				<input type="checkbox"/>		
第67条の2			△	第38条の準用				<input type="checkbox"/>		
第6節 第68条			△	景観地区				<input type="checkbox"/>		

第7節 第68条の2			○	地区計画等の区域	地区計画等の区域で「地区整備計画等」が定められている区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められた条例に適合しなければならない。		<input type="checkbox"/>	地区整備計画のうち条例に定められた制限内容 【以下に制限の内容と適合状況を記載】	地区計画の都市計画が定められ、地区整備計画の制限の内容が条例に定められている場合であって、条例に市町村における制限への適合を審査する手続きが行われる場合は、その結果を証する書面の写しを添付することで、当該規定に関する適合状況を確認できる図書とする。
第8節 第68条の9			○	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造	条例で定める敷地と道路との関係、建築物の容積率、建築物の高さその他の建築物の敷地又は構造に関して必要な制限に適合しなければならない。		<input type="checkbox"/>	【申請地の制限内容と設計の内容を以下に記載】 ①指定容積率(道路幅員等による容積率を記載) % 実際(設計)の容積率 % ②指定建蔽率(角地加算等による建蔽率を記載) % 実際(設計)の建蔽率 % ③道路からの高さ制限(乗ずる数値) % ④隣地境界線からの高さ制限(乗ずる数値)	高さ制限に関して明示すべき事項は多岐にわたり、規定の適合性を本仕様書で記載することは困難であることから、明らかに適合していることが配置図や立面図等で確認できる場合以外は、規則第1条の3表2に規定されている図書と明示すべき事項に基づき図書を添付

II-2 関係法令(集団規定に関する法令)

対象法令名	条・項	適用区分	項目	規定の概要	ただし書き(適用除外規定)	適用有無	設計の仕様	備考
都市計画法	第29条、35条の2、37条、41条、42条、43条、53条	○	都市計画法に基づく許可	全域:開発許可関係(35条の2、37条含む) 市街化調整区域:29条、41条、42条、43条 都市施設の都市計画決定関係:53条		<input checked="" type="checkbox"/>	【都市計画法に基づく許可を受けている場合はその内容を以下から選択】 <input type="checkbox"/> 第29条に基づく開発許可(35条の2の変更含む) <input type="checkbox"/> 第37条に基づく完了広告前の建築承認 <input type="checkbox"/> 第41条に基づく用途地域の指定のない地域における建築制限に対する許可 <input type="checkbox"/> 第42条に基づく予定建築物以外の建築許可 <input type="checkbox"/> 第43条に基づく開発許可を受けていない土地以外の建築許可 <input checked="" type="checkbox"/> 第53条に基づく都市施設内における建築許可	許可を受けている場合は、許可書の写しを添付 また、許可条件がある場合はその条件に対応していることを示す図書を添付
長野県建築基準条例	第35条	○	車庫の接道要件	車庫の出入口は6m未満の道路、交差点などから5m以内、急坂な道路、停留所等から10m以内に設けない。	床面積50㎡未満を除く 床面積に応じて6m未満の道路でも可能	<input checked="" type="checkbox"/>	【車庫がある場合は以下のいずれか選択し記載】 <input type="checkbox"/> 適用除外となる建築物(床面積50㎡未満) <input checked="" type="checkbox"/> 出入口は交差点などから5m以内ではない <input checked="" type="checkbox"/> 出入口は急坂な道路に面しない <input checked="" type="checkbox"/> 道路幅員などは規定に適合する[車庫の床面積と面する道路幅を以下に記載] 車庫面積55㎡ 前面道路幅員4.5m(条例の知事が定める基準道路幅員4m以上に適合)	・車庫がある場合に選択 ・出入口と道路との関係は配置図に明示
	第35条	○	車庫の道路面への空地	車庫の出入口と道路は2m以上の見通しできる空地を設ける。	床面積50㎡以下を除く	<input checked="" type="checkbox"/>	【車庫がある場合は以下のいずれか選択】 <input type="checkbox"/> 適用除外となる建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 2m以上の見通しできる空地がある	・車庫がある場合に選択 ・出入口と道路との関係は配置図に明示
	第38条	○	かど敷地の建築制限	特殊建築物のかど敷地(底辺2mで高さ3mの範囲)には建築物、擁壁を建築してはならない。		<input checked="" type="checkbox"/>	【条例の特殊建築物の場合は以下のいずれか選択】 <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外となる敷地・建築物 <input type="checkbox"/> 規定の範囲に建築物等を建築、築造しない	条例による「特殊建築物」の場合に選択(長屋、車庫、10m超える物販店、工場が含まれている。)